

令和 年 月 日

漏水修繕報告書

申請者住所
(アパート名称等)

氏名

電話

令和 年 月分の使用水量に漏水があったので修繕報告書を提出いたします。
今後とも、最善の注意をもって給水装置の管理に努めます。

1.漏水場所・量水器の設置場所(申請者同じは省略可)

住所 高岡市
(アパート名称等)

お客様番号 T・F・U _____

口径 _____

氏名

メーター番号 _____

電話

修繕完了時の指示数 _____

令和 年 月分使用水量 _____

(水道局処理欄) _____

2.修繕内容

業者受付日 令和 年 月 日

業者修理日 令和 年 月 日

(担当者・電話番号)

修理業者名

添付書類 (写真・領収書のコピーなど)

発生状況 _____

原因 _____

修繕概要 _____

【給水装置が破損等によって漏水した場合において水道料金の減免がないもの】

高岡市上下水道局使用水量認定基準「抜粋」

(漏水量の認定除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定を適用しないものとし、認定水量は検針水量とする。

- (1) 水道使用者等が故意に給水装置を破損したとき。
- (2) 漏水の原因が第三者によるとき。
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を容易に確認できるにもかかわらず、修繕を怠ったとき。
- (4) 水道局が漏水の事実を通知したにもかかわらず、水道使用者等が修繕を行わなかったとき。
- (5) 水道局が漏水頻度の高い給水装置であるとして、その改良等を通知したにもかかわらず、水道使用者等が改良を行わなかったとき。
- (6) 給水装置の新設又は改造の工事施行後、1年以内の期間において当該装置が破損して漏水したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水道使用者等が善良な管理義務を怠ったと認められるとき。